

てびき一部改正新旧対照表（平成 28 年度を平成 29 年度にするような単純改正は省略する）

ページ	新	旧				
20	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 272 533 422">喫煙室の整備</td> <td data-bbox="533 272 593 422">○</td> <td data-bbox="593 272 1122 422">換気設備や壁扉等の設置は対象 例えば、テーブル型の脱臭装置など、 容易に移動できるものについては対象 外とする</td> </tr> </table>	喫煙室の整備	○	換気設備や壁扉等の設置は対象 例えば、テーブル型の脱臭装置など、 容易に移動できるものについては対象 外とする	(新規追加のため記載なし)	
喫煙室の整備	○	換気設備や壁扉等の設置は対象 例えば、テーブル型の脱臭装置など、 容易に移動できるものについては対象 外とする				
62	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 469 533 1374">ア 機械装置等費</td> <td data-bbox="533 469 1122 1374"> <ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象になります。通常の生産活動のための設備投資の費用は補助対象になりません。 単価が 50 万円（税抜）以上の機械装置等についても対象となりますが、処分制限がかかります。 工事、建設用特殊車両については、機械装置等費に含むものとします。 汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン等）の購入費用は補助対象外とします。 <p>【対象とならない経費例】 自動車等車両（「コ 車両購入費」で計上）、自転車、文房具等の消耗品等、パソコン、複合機、タブレット端末、電話機、ソフトウェア（汎用性の高いもの）、単なる機器の更新で、新たな販路開拓等につながらない機械装置等、<u>機械等の運送費・設置費</u></p> </td> </tr> </table>	ア 機械装置等費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象になります。通常の生産活動のための設備投資の費用は補助対象になりません。 単価が 50 万円（税抜）以上の機械装置等についても対象となりますが、処分制限がかかります。 工事、建設用特殊車両については、機械装置等費に含むものとします。 汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン等）の購入費用は補助対象外とします。 <p>【対象とならない経費例】 自動車等車両（「コ 車両購入費」で計上）、自転車、文房具等の消耗品等、パソコン、複合機、タブレット端末、電話機、ソフトウェア（汎用性の高いもの）、単なる機器の更新で、新たな販路開拓等につながらない機械装置等、<u>機械等の運送費・設置費</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 469 1370 1374">ア 機械装置等費</td> <td data-bbox="1370 469 1951 1374"> <ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象になります。通常の生産活動のための設備投資の費用は補助対象になりません。 単価が 50 万円（税抜）以上の機械装置等についても対象となりますが、処分制限がかかります。 工事、建設用特殊車両については、機械装置等費に含むものとします。 汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン等）の購入費用は補助対象外とします。 <p>【対象とならない経費例】 自動車等車両（「コ 車両購入費」で計上）、自転車、文房具等の消耗品等、パソコン、複合機、タブレット端末、電話機、ソフトウェア（汎用性の高いもの）、単なる機器の更新で、新たな販路開拓等につながらない機械装置等</p> </td> </tr> </table>	ア 機械装置等費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象になります。通常の生産活動のための設備投資の費用は補助対象になりません。 単価が 50 万円（税抜）以上の機械装置等についても対象となりますが、処分制限がかかります。 工事、建設用特殊車両については、機械装置等費に含むものとします。 汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン等）の購入費用は補助対象外とします。 <p>【対象とならない経費例】 自動車等車両（「コ 車両購入費」で計上）、自転車、文房具等の消耗品等、パソコン、複合機、タブレット端末、電話機、ソフトウェア（汎用性の高いもの）、単なる機器の更新で、新たな販路開拓等につながらない機械装置等</p>
ア 機械装置等費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象になります。通常の生産活動のための設備投資の費用は補助対象になりません。 単価が 50 万円（税抜）以上の機械装置等についても対象となりますが、処分制限がかかります。 工事、建設用特殊車両については、機械装置等費に含むものとします。 汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン等）の購入費用は補助対象外とします。 <p>【対象とならない経費例】 自動車等車両（「コ 車両購入費」で計上）、自転車、文房具等の消耗品等、パソコン、複合機、タブレット端末、電話機、ソフトウェア（汎用性の高いもの）、単なる機器の更新で、新たな販路開拓等につながらない機械装置等、<u>機械等の運送費・設置費</u></p>					
ア 機械装置等費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象になります。通常の生産活動のための設備投資の費用は補助対象になりません。 単価が 50 万円（税抜）以上の機械装置等についても対象となりますが、処分制限がかかります。 工事、建設用特殊車両については、機械装置等費に含むものとします。 汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン等）の購入費用は補助対象外とします。 <p>【対象とならない経費例】 自動車等車両（「コ 車両購入費」で計上）、自転車、文房具等の消耗品等、パソコン、複合機、タブレット端末、電話機、ソフトウェア（汎用性の高いもの）、単なる機器の更新で、新たな販路開拓等につながらない機械装置等</p>					

ページ	新	旧				
62	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 229 548 1086"> オ 開発費 </td> <td data-bbox="548 229 1115 1086"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品の試作品開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費が補助対象となります。 ・ 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。 ・ 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にする必要があります。 ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費は補助対象外となります（<u>例～商品パッケージの印刷費、原料費は対象外</u>）。 ・ 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。 </td> </tr> </table>	オ 開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品の試作品開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費が補助対象となります。 ・ 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。 ・ 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にする必要があります。 ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費は補助対象外となります（<u>例～商品パッケージの印刷費、原料費は対象外</u>）。 ・ 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 229 1386 1066"> オ 開発費 </td> <td data-bbox="1386 229 1953 1066"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品の試作品開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費が補助対象となります。 ・ 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。 ・ 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にする必要があります。 ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費は補助対象外となります。 ・ 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。 </td> </tr> </table>	オ 開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品の試作品開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費が補助対象となります。 ・ 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。 ・ 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にする必要があります。 ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費は補助対象外となります。 ・ 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。
オ 開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品の試作品開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費が補助対象となります。 ・ 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。 ・ 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にする必要があります。 ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費は補助対象外となります（<u>例～商品パッケージの印刷費、原料費は対象外</u>）。 ・ 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。 					
オ 開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品の試作品開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費が補助対象となります。 ・ 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。 ・ 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にする必要があります。 ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費は補助対象外となります。 ・ 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。 					
65	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 1161 1115 1358"> 【補助対象外のものの例示】 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞費</u> ・ <u>団体等の会費、フランチャイズの加盟料</u> </td> </tr> </table>	【補助対象外のものの例示】 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞費</u> ・ <u>団体等の会費、フランチャイズの加盟料</u> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 1185 1953 1334"> 【補助対象外のものの例示】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞費、<u>団体等の会費</u> </td> </tr> </table>	【補助対象外のものの例示】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞費、<u>団体等の会費</u> 		
【補助対象外のものの例示】 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞費</u> ・ <u>団体等の会費、フランチャイズの加盟料</u> 						
【補助対象外のものの例示】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞費、<u>団体等の会費</u> 						

ページ	新	旧
69	<p>4 補助金交付の決定</p> <p><u>・公庫に支払った利子（返済が延滞した場合にその延滞した期間に係る利子を除く。）額のうち年利1パーセントに相当する額（千円未満切捨）を限度に補助し、融資を受けた時から3年を限度とします。</u></p>	<p>4 補助金交付の決定</p> <p><u>・公庫に支払った利子額のうち、利子率1%の利子に相当する額以内で補助します。</u></p>
71	<p>5 営業許可が必要な場合は、許可証の写し</p> <p><u>6 企業概要書及び事業内容がわかる資料</u></p> <p><u>7 その他市長が必要と認める書類</u></p>	<p>5 営業許可が必要な場合は、許可証の写し</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
140	<p>9. 交付申請</p> <p>申請者は、1月1日から12月31日までの間に、公庫に支払った利子に係る補助金について、翌年2月末日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 支払済利子証明書（(創業支援)様式第4号）</p> <p>(2) 補助金交付申請額算出調書（(創業支援)様式第5号）</p> <p>(3) 納税証明書。ただし、申請者が申請した時点で市に対して納税義務を負わない場合は添付を要しない。</p> <p>(4) 住民票又は法人登記事項証明書の写し</p> <p>(5) <u>企業概要書及び事業内容がわかるもの</u></p> <p><u>(6) その他市長が必要と認める書類</u></p>	<p>9. 交付申請</p> <p>申請者は、1月1日から12月31日までの間に、公庫に支払った利子に係る補助金について、翌年2月末日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 支払済利子証明書（(創業支援)様式第4号）</p> <p>(2) 補助金交付申請額算出調書（(創業支援)様式第5号）</p> <p>(3) 納税証明書。ただし、申請者が申請した時点で市に対して納税義務を負わない場合は添付を要しない。</p> <p>(4) 住民票又は法人登記事項証明書の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>

ページ	新	旧
180	<p>(飲食店)</p> <p><u>Q 酒場、ビヤホール、バー、スナックを基本的に対象外とするのはなぜか？</u></p> <p><u>A 中小企業の支援対象を検討する際、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・雇用の増加につながるもの</u> <u>・富良野市経済を牽引するような産業の店舗等</u> <u>・市民生活にかかわりの深いもの</u> <p><u>を支援していくということを基本的な考え方としていた。</u></p> <p><u>このうち、「市民生活にかかわりの深い」という点では、市民生活にとって不可欠な、例えば、衣食住にかかわる店舗であるかどうか、子どもからお年寄りまで幅広い世代で利用できる店舗かどうかということを判断材料とした結果、酒場、バー、スナックといった店舗は、市費補助金により積極的支援を行う対象にはならないと判断し、原則的に「補助対象としない」という判断となった。</u></p> <p><u>しかし、酒場、ビヤホールは、レストランや料理店の営業に近似している店舗もあり、酒場とレストラン、どこかでは線を引かなければならないので、風俗営業法第 33 条の深夜酒類提供飲食店の届出が必要な店舗に該当せず、かつ①午前 11 時から午後 2 時までの時間帯で連続 2 時間以上営業している店舗、②夜の時間帯の営業が、午後 5 時 00 分から午後 6 時 00 分までの時間内に開始する店舗のいずれかに該当する店舗については、補助の対象とできるという規定にしている。</u></p>	<p>(飲食店)</p> <p>Q 酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブを基本的に対象外とするのはなぜか？</p> <p>A こうした業種は、かつては遊興飲食店として分類されていたこともあるように、遊興性が強いことから、市としては市費補助金により積極的支援を行う対象にはならないと判断し、店舗等新築改修費補助事業、新規出店家賃補助事業については、交付の対象から原則として除外している。</p> <p>ただし、酒場、ビヤホールは、レストランや料理店の営業に近似している店舗もあることから、①午前 11 時から午後 2 時までの時間帯で連続 2 時間以上営業している店舗、②風俗営業法第 33 条の深夜酒類提供飲食店の届出が必要な店舗に該当せず、かつ夜の時間帯の営業が、午後 5 時 00 分から午後 6 時 00 分までの時間内に開始する店舗のいずれかに該当する店舗については、補助の対象とできるという規定にしている。</p>

ページ	新	旧
180	<p><u>なお、店舗等新築改修費補助事業、新規出店家賃補助事業、事業拡大支援事業について、交付の対象となっていないバー、スナック等であっても、市の融資制度（保証料補給、利子補給）や、公庫融資を受けて創業する方を対象とする創業者経営支援事業については対象となり得る。</u></p>	
195	<p><u>中小企業振興総合補助金についてのQ&A</u> <u>(第8回追加 平成29年4月1日)</u> <u>【店舗等新築改修費補助事業、事業拡大支援事業関係】</u> <u>(外構工事)</u> <u>Q1 駐車場の舗装工事について、補助の対象となるか？</u> <u>A1 店舗等新築改修費補助事業については、外構工事を原則対象としていないため対象にはならない。事業拡大支援事業は建築や土木工事をそもそも対象にしていない。</u></p>	(新規追加のため記載なし)
196	<p><u>(看板の設置)</u> <u>Q2 看板を設置したいが、補助の対象となるか？</u> <u>A2 独立した工作物となる看板設置は、申請企業の事業拡大につながると認められるものに限り、事業拡大支援事業の外注費として対象にすることができる。建物に看板を設置する場合については、店舗等新築改修費補助事業で対象にできるものに限り、当該事業で補助対象とし、事業拡大支援事業では対象としない。</u></p>	(新規追加のため記載なし)

ページ	新	旧
196	<p><u>【事業拡大支援事業関係】</u></p> <p><u>(農業)</u></p> <p><u>Q3 農業関連事業では、どんな事業が対象になるのか？</u></p> <p><u>A3 この事業では、生産した農産物を販売するまでを「農業」扱いとしており、対象になるもの、ならないものを次のとおり例示する。</u></p> <p><u>【対象になるもの】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・農産物を原料とする加工品の開発経費（商品の製造経費（原料費、包材仕入、製造のための人件費等は対象外）</u> <u>・農産物を原料とする加工品の包材制作費（パッケージデザイン）</u> <u>・農産物を原料とする加工品の製造設備経費（ただし施設の改修等は対象外）</u> <u>・農産物を原料とする加工品の商談会等出展経費</u> <u>・農産物を活用したレストランを出店（通年営業に限る）</u> <u>・加工品と農産物を通年で販売する小売店舗</u> <p><u>【対象にならないもの】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・農作業機械や生産資材の購入・リース</u> <u>・自社生産の農産物ブランドの包材（ダンボール箱、シール等）関連</u> <u>・夏から秋のみ生産した農産物を販売する直売所</u> <u>・農産品の商談会等出展経費</u> <u>・自社生産の農産物を通販するためのWEBサイトの製作</u> 	<p>(新規追加のため記載なし)</p>

ページ	新	旧
196	<p><u>【新規出店家賃補助事業関係】</u> <u>(日割りの家賃)</u> <u>Q 4 月の途中から賃貸し、家賃が日割りすることができる契約内容となっているが、補助金額はどのように算出されるのか？</u> <u>A 4 補助金は実際に支払った家賃額をもとに算出する。実際に日割りで家賃が算定されていることを領収書等で確認した上で、支払った金額に補助率を乗じて計算する。</u></p>	(新規追加のため記載なし)